

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 後	改 正 前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>(訂正届出書に係る効力発生日の取扱い)</p> <p>8-4 法第7条第1項の規定により当初届出書に係る訂正届出書の提出があった場合の効力発生日については、次によることとする。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 発行価格若しくは売出価格又は利率が未定であるものであつて当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出につき、次に掲げる場合には、当該訂正届出書の提出日又はその翌日にその届出の効力を生じさせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。</p> <p>① 当該有価証券の取得等の申込みの勧誘時において発行価格等に係る仮条件を投資者に提示し、当該有価証券に係る投資者の需要状況を把握した上で発行を行う場合（株式の発行数又は社債の券面総額等が当該投資者の需要状況によって、発行価格等の決定と同時に変更（当該変更の内容が投資者に容易に理解でき、その内容が注記されているものに限る。）される場合を含む。）</p> <p>② 開示府令第二号の四様式により有価証券届出書を提出して募集又は売出しを行う場合であつて次に掲げる全ての要件に該当するとき</p> <p>a 発行価格及び売出価格がその仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下の範囲内で決定されること（その旨及び当該決定される価格の範囲が、仮条件の決定に伴って提出される訂正届出書に注記されている場合に限る。）。</p> <p>b 仮条件の決定時における売出数（同一種類の有価証券の売出しが、本邦以外の地域で並行して行われる場合における当該地域における売出数を含み、オーバー・アロットメントの数量を除く。以下b及びcにおいて同じ。）が発行価格等の決定に伴い変更される場合には、発行価格等の決定時における売出数が仮条件の決定時における売出数の80%以上かつ120%以下の範囲内であること（変更予定である旨及び変更される売出数の範囲が、仮条件の決定に伴って提出される訂正届出書に注記されている場合に限る。）。</p> <p>c 発行価格等の決定時における、発行数（同一種類の有価証券の募集が、本邦以外の地域で並行して行われる場合における当該地域における発行数を含む。以下cにおいて同じ。）及び売出数の合計数に発行価格又は売出価格を乗じて得た額が、仮条件の決定時における、発行数及び売出数の合計数に発行価格又は売出価格の下限を乗じて得た額の80%以上かつ発行数及び売出数の合計数に発行価格又は売出価格の上限を乗じて得た額の120%以下の範囲内であること。</p> <p>[ハ・ニ 略]</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>(訂正届出書に係る効力発生日の取扱い)</p> <p>8-4 [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ [同左]</p> <p>① [同左]</p> <p>② 開示府令第二号の四様式により有価証券届出書を提出して募集又は売出しを行う場合 [加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[ハ・ニ 同左]</p>